

---

# 資 料 編

## 国民保護に関する用語集

### あ行

#### 【NBC攻撃】

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性があります。

### か行

#### 【危険物質等】

引火もしくは爆発又は空気中への飛散もしくは周辺地域への流出により、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質で、政令で定めるものをいいます。具体的には、危険物、毒物・劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬・劇薬などがあります。

#### 【基本指針】

武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な指針のことをいいます。

#### 【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

#### 【緊急処理事態対処方針】

緊急処理事態に至ったときに政府が定める対処方針のことをいいます。

#### 【緊急対処保護措置】

緊急処理事態対処方針が定められてから廃止するまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急処理事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいいます。具体的には、住民の避難、避難住民等の救援、緊急処理事態における災害への対処などがあります。

## 【国民保護法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定しています。

## 【国民保護計画】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。

## 【国民保護業務計画】

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画です。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めます。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっています。

## 【国民保護措置】

対処基本方針が定められてから廃止するまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいいます。具体的には、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などがあります。

### 【指定行政機関】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されています。

### 【指定地方行政機関】

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されています。

### 【指定公共機関】

水資源機構をはじめとする独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

### 【指定地方公共機関】

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公益的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。

### 【生活関連等施設】

ダム、発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

### 【ダーティーボム】

ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプのテロ兵器のことをいいます。

### 【対処基本方針】

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいいます。

### 【対処措置】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがあります。

### 【特殊標章】

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章をいいます。ジュネーブ諸条約第一追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしています。

この国際的な特殊標章は文民保護標章と呼ばれ、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としています。

### 【トリアージ】

災害医療等において、大事故、大規模災害など多数の傷病者が発生した際において、重症度と緊急性によって救命の順序を分別する方法のことをいいます。

### 【避難施設】

住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設で、あらかじめ知事が指定するものをいいます。

### 【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

### 【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

### 【武力攻撃事態対処法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」です。平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に施行されました。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めています。

### 【武力攻撃予測事態】

武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

## 関係機関連絡先

### 【兵庫県】

機 関 名	所 在 地	電 話 ・ FAX
企画県民部災害対策局 災害対策課	650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1	TEL 078-362-9988 FAX 078-362-9911
阪神北県民局 総務企画室企画防災課	665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15	TEL 0797-83-3127 FAX 0797-86-4379
宝塚土木事務所	665-8567 宝塚市旭町2丁目4-15	TEL 0797-83-3101 (夜間・休日) TEL 0797-83-3203 FAX 0797-86-4329
警察本部	650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4-1	TEL 078-341-7441
川西警察署	666-0003 川西市丸の内町1-1	(非常無線通信設備有) TEL 072-755-0110 FAX 072-759-0730
伊丹健康福祉事務所	664-0898 伊丹市千僧1丁目5-1	TEL 072-785-9437 FAX 072-777-4091

### 【指定地方行政機関】

機 関 名	所 在 地	電 話 ・ FAX
国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所	563-0027 池田市上池田町2丁目2-39	TEL 072-751-1111 FAX 072-754-4469 (夜間) TEL 072-751-1112

【指定（地方）公共機関等】

機 関 名	所 在 地	電 話 ・ FAX
独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	666-0153 川西市一庫字唐松 4 - 1	TEL 072-794-6671 FAX 072-794-0590
関西電力(株)阪神営業所 宝塚技術サービスセンター	665-0833 宝塚市鶴の荘 3 番 2 0 号	TEL 0797-85-0201 FAX 0797-85-0401
大阪ガス(株)導管事業部 兵庫導管部 緊急保安チーム	650-0046 神戸市中央区港島中町 4 丁目 5 - 3	TEL 0120-7-19424 FAX 06-6205-2351
日本通運(株)阪神支店	666-0024 川西市久代 3 丁目 1 2 - 1 6	TEL 072-759-1551 FAX 072-759-2462
西日本電信電話(株)兵庫支店	650-0024 神戸市中央区相生町 1 - 3 - 2	TEL 078-362-0354 FAX 078-327-7161
阪急バス(株)	561-0832 豊中市庄内西町 5 丁目 1 - 2 4	TEL 06-6866-3172 FAX 06-6866-3169
西日本旅客鉄道(株)川西池田駅	666-0021 川西市栄根 2 丁目 6 - 2 6	(非常無線通信設備有) TEL 072-759-4360 FAX 072-759-4360
阪急電鉄(株)川西能勢口駅	666-0033 川西市栄町 2 0 - 1	TEL 072-758-9806 (宝塚線運転係) FAX 072-758-3003
能勢電鉄(株)	666-0121 川西市平野 1 丁目 3 5 - 2	TEL 072-792-7200 FAX 072-792-7760
日本赤十字社兵庫県支部	650-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 4 - 5	TEL 078-241-9889 FAX 078-241-6990
川西市医師会	666-0016 川西市中央町 1 2 - 2	TEL 072-759-6950 FAX 072-757-5301
川西市消防団	666-0017 川西市火打 1 丁目 1 2 - 1 1	TEL 072-759-0119 FAX 072-759-9052
川西市社会福祉協議会	666-0017 川西市火打 1 丁目 1 - 7	TEL 072-759-5200 FAX 072-759-5203
川西市ボランティア連絡協議会	666-0017 川西市火打 1 丁目 1 - 7	TEL 072-759-3620 FAX 072-759-3620
川西市商工会	666-0011 川西市出在家町 1 - 8	TEL 072-759-8222 FAX 072-759-5203

生活協同組合コープこうべ 第1地区本部	665-0852 宝塚市売布2丁目5-1	TEL 0797-83-1018
------------------------	-------------------------	------------------

【自衛隊】

機 関 名	所 在 地	電 話 ・ FAX
陸上自衛隊第36普通科連隊	664-0012 伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1	TEL 072-782-0001
陸上自衛隊伊丹駐屯地	664-0012 伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1	TEL 072-782-0001

【市町国民保護主管課】

機 関 名	所 在 地	電 話 ・ FAX
川西市総務部危機管理室	666-8501 川西市中央町12-1	TEL 072-740-1145 FAX 072-740-1320
尼崎市総務局防災対策課	660-8501 尼崎市東七松町1-23-1	TEL 06-6489-6165 FAX 06-6489-6166
西宮市防災・安全局 防災・安全総括室防災対策グループ	662-8567 西宮市六湛寺町10-3	TEL 0798-35-3546 FAX 0798-36-1990
芦屋市都市環境部防災安全課	659-8501 芦屋市精道町7-6	TEL 0797-38-2093 FAX 0797-38-2157
伊丹市総務部危機管理室	664-8503 伊丹市千僧1-1	TEL 072-784-8166 FAX 072-780-4068
宝塚市都市安全部危機管理室 安全安心課	665-8665 宝塚市東洋町1-1	TEL 0797-77-2078 FAX 0797-77-2102
三田市総務部総務室防災安全課	669-1595 三田市三輪2-1-1	TEL 079-559-5057 FAX 079-559-1254
猪名川町総務部総務課 危機管理室	666-0292 猪名川町上野字北畑11-1	TEL 072-766-8703 FAX 072-766-3732
池田市市長公室危機管理課	563-8666 池田市城南1-1-1	TEL 072-754-6263 FAX 072-752-1495